

障害者自立支援特別対策事業実施要領

《県実施要領》

1. 障害児施設事業運営円滑化事業	1
2. 障害者自立支援基盤整備事業	4
3. グループホーム・ケアホーム整備推進事業	8
4. 障害者職場実習設備等整備事業	10
5. 在宅重度障害者地域生活支援基盤整備事業	12
6. 相談支援事業立ち上げ支援事業	14
7. ピアサポート強化事業	15
8. 障害児を育てる地域の支援体制整備事業	17
9. 障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業	19
10. オストメイト対応トイレ設備緊急整備事業	20
11. 情報支援機器等の整備・購入事業	22

《市町実施要領モデル例》

12. 事業運営円滑化事業	24
13. 通所サービス利用促進事業	30
14. 筋ジス者の激変緩和事業	39

平成19年6月

栃木県障害福祉課

障害児施設事業運営円滑化事業実施要領

第1 趣旨

障害児施設事業運営円滑化事業（以下「本事業」という。）の実施については、障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領（平成19年2月6日付け障発第02006004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 目的

報酬の日払い方式の導入に即座に対応することが困難な障害児施設（以下「施設」という。）について、従前の月払いによる報酬額の80%を保障する「激変緩和加算」を位置付けているところであるが、さらに月払いによる報酬額の90%を保障し、施設のより一層の安定的な運営を確保することを目的とする。

第3 事業の実施主体

本事業の実施主体は、栃木県（以下「県」という。）とする。

第4 事業の内容等

(1) 事業内容

施設に対し、従前の月払いによる報酬額の80%を保障する激変緩和加算の保障額を90%まで引き上げた場合に、当該激変緩和加算による加算額との差額について助成を行う。

(2) 施設の要件

(1)に規定する施設は、平成18年9月にサービスの提供実績を有すること。

第5 事業の実施時期

平成19年4月1日から平成21年3月31日までとする。

第6 助成額

次の算式に基づき算定した額とする。

実利用延べ日数 (A) … 1 月間の利用者の利用日数の合計数

加算算定基準数 (B) … 平成 18 年 9 月の実利用者数 × 30.4 日 (入所) × 80%

平成 18 年 9 月の実利用者数 × 22 日 (通所) × 80%

助成算定基準数 (C) … 平成 18 年 9 月の実利用者数 × 30.4 日 (入所) × 90%

平成 18 年 9 月の実利用者数 × 22 日 (通所) × 90%

激変緩和加算の算定額

$$\{ (\text{加算算定基準数} (B) - \text{実利用延べ日数} (A)) \times \text{当該施設の所定単位数} \} \div \text{実利用延べ日数} (A)$$
$$\times 0.9 \times 1 \text{ 単位の単価}$$

ア 給付費による激変緩和加算を算定している場合

$$\{ (\text{助成算定基準数} (C) - \text{加算算定基準数} (B)) \times \text{当該施設の所定単位数} \} \div \text{実利用延べ日数} (A) \times 0.9 \times 1 \text{ 単位の単価}$$

イ 給付費による激変緩和加算を算定していない場合

$$\{ (\text{助成算定基準数} (C) - \text{実利用延べ日数} (A)) \times \text{当該施設の所定単位数} \} \div \text{実利用延べ日数} (A) \times 0.9 \times 1 \text{ 単位の単価}$$

第 7 利用者負担

本事業の実施に当たって、利用者からの負担は求めないものであること。

第 8 負担割合

国(基金)1/2、県 1/2

附 則

この要領は、平成 19 年度分及び平成 20 年度分の事業について適用する。

障害児施設事業運営円滑化事業実施上の留意点

請 求

施設は、障害児施設給付費の請求と併せて、県に対し、本助成金を請求する。

請求内容の審査

の請求内容を、県が審査する。

助成金の支払

県は、施設に対し障害児施設給付費等と併せて、助成金を支払う。

障害者自立支援基盤整備事業実施要領

第1 趣旨

障害者自立支援基盤整備事業（以下「本事業」という。）の実施については、障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業の目的

本事業は、既存施設等が障害者自立支援法に基づく新体系へ移行する場合等に必要となる次の第4（3）に掲げる対象事業に要する経費を助成することにより、新体系におけるサービスを実施するための基盤整備を促進することを目的とする。

第3 事業の実施主体

本事業の実施主体は、社会福祉法人、医療法人、特定非営利法人、地方公共団体等とする。

第4 事業の内容等

（1）対象施設

共同生活介護及び共同生活援護を実施するアパート等、居宅介護事業等（居宅介護、重度訪問介護、行動援護又は重度障害者等包括支援を行う事業をいう。以下「居宅介護事業等」という。）及び相談支援事業を実施するために必要な施設又は平成18年9月30日に設置・運営されていた身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、障害児の児童福祉施設、精神障害者社会復帰施設又は障害者通所援護事業を実施する事業所

（2）対象事業及び補助額

（単位：円）

	対 象 事 業	補助上限額
	小規模作業所を新体系の設備基準に適合させるための改修工事	20,000,000
	ケアホーム等を実施するアパート等のバリアフリー化等に必要改修工事	2,000,000
	居宅介護事業等及び相談支援事業を行うために必要な既存建物の改修工事	5,000,000
	その他障害者自立支援基盤整備に資する改修工事	20,000,000
	生産事業等のための作業スペースの設置（増築）	20,000,000
	新体系事業を行うにあたって必要となる厨房等の拡張工事（増築）	20,000,000
	その他障害者自立支援基盤整備に資する増築工事	20,000,000

第5 県の補助

障害者自立支援基盤整備事業実施要領に基づき実施する補助事業の経費については、事業ニーズ調査及び事業の採択協議により知事が必要と認めた額とし、予算の範囲内で行うものとする。

第6 新体系への移行のために必要となる事業調査等

（1）事業ニーズ調査

本事業の総需要量を把握するため、各法人に対する事業ニーズ調査を実施する。

（2）調査対象等

事業ニーズ調査は、平成19年度又は平成20年度に本事業に係る補助金の交付を希望する全ての事業を対象として平成19年度に実施する。

第7 事業の採択協議

（1）ヒアリングの実施

事業内容の把握、施設の運営状況等を確認するため、事業ニーズの調査に基づき基盤整備事業を計画する全事業について法人単位にヒアリングを実施する。

(2) ヒアリング資料

基盤整備事業計画書及び同計画書の記載内容を証する資料

(3) 協議方針

障害者自立支援法の理念を効果的に実現する事業を優先する。

・ 障害福祉計画との整合、地域生活移行促進、就労支援、工賃の向上等利用者へのサービス向上に重点を置いた施設運営に資する事業を優先する。

平成21年度までに移行する施設を優先する。

単年度で事業が完了する事業を優先する。

民間法人が実施する事業を優先する。

木材利用の積極的活用を図る事業を優先する。

第8 補助金交付等

(1) 補助金の内示

ヒアリングに基づき、平成19年度又は平成20年度に採択する事業に対して年度毎に補助金の内示を行う。

(2) 補助金の交付決定

栃木県補助金等交付規則、障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領及び補助金の内示に基づく、補助金交付申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金を交付すべきものと知事が認めたときは補助金の交付決定をする。

(3) 補助金の交付

補助金の交付は精算払いとする。

障害者自立支援基盤整備事業計画書

施設建設地住所						整理番号		
整備年度		移行(予定)年月日						
事業(施設)種別		現在					工事区分	
		移行後						
施設名					設置主体	〔 〕		
現在定員	通所定員	人	(現在員	人)	日中活動部門	人	優先順位	
	入所定員	人	(現在員	人)	施設入所支援部門	人		
	退院支援施設 整備の場合	精神科病床数	人	退院支援施設 整備の場合	精神科病床数	人	計画箇所数	
	障害児施設	入所定員	人	障害児施設	入所定員	人	着工	
	()	通所定員	人	()	通所定員	人	予定年月	年 月
	その他	()	人	その他	()	人	竣工	年 月
1 実支出予定額	構造 造 建 棟	事業 費 内 訳	区 分			実支出予定額		
			補助対象工事費の実支出予定額			円		
			(A)					
			補助対象外工事費の実支出予定額			円		
	(B)							
工事費の実支出予定額計			円					
(A + B)								
補助対象工事費の算出根拠								
2 補助対象事業額	対象工事内訳 (A)の内訳	補助対象工事の内訳	金額	補助上限額(C)				
				円				
		計		円				
3 補助額	補助所要額					円		
	(A)と(C)を比較して低い方の額					(千円未満切り捨て)		
4 財源	実支出予定額	補助金	設置者負担金					計
			機構借入	寄付金	市町村補助	各種積立金	その他()	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
機構への償還者		1 理事長 <input type="checkbox"/> 2 理事等役員 <input type="checkbox"/> 3 地元市町村 <input type="checkbox"/> 4 その他 ()						
寄付者	理事長	理事等役員			計	予算措置の状況	当 初 算 予 算 (月)	
	千円	千円	千円	千円	千円			

5 整備内容	他の施設との併設の状況	施設種別	補助金等の所管部局等	協議状況	協議施設との設置形態	
				既設 <input type="checkbox"/> 協議中 <input type="checkbox"/>	合築 <input type="checkbox"/> 併設(別棟) <input type="checkbox"/>	
				既設 <input type="checkbox"/> 協議中 <input type="checkbox"/>	合築 <input type="checkbox"/> 併設(別棟) <input type="checkbox"/>	
			既設 <input type="checkbox"/> 協議中 <input type="checkbox"/>	合築 <input type="checkbox"/> 併設(別棟) <input type="checkbox"/>		
既存施設の状況	既存施設建設年度	年度	経過年数	年		
	旧体系施設からの移行の場合	既存施設名	施設種別	小規模作業所からの移行の場合	作業所名	
					利用者	人
				施設所有者		
6 建設用地等	用地の種類	所有者	面積	用地所有者からの取得形態(取得状況)	手続状況	
			m ²	取得済・無償譲渡・無償貸与・有償貸与(年額 千円)・購入予定	契約済 <input type="checkbox"/> 確約書を入力 <input type="checkbox"/>	
			m ²	取得済・無償譲渡・無償貸与・有償貸与(年額 千円)・購入予定	契約済 <input type="checkbox"/> 確約書を入力 <input type="checkbox"/>	
	地域住民への説明等の状況			説明会開催(予定)年月日	事業 工事	
7 移行計画	事業区分		施設運営方針			
	生活介護	人	職員の確保及び資質向上のための取り組み			
	自立訓練	人				
	就労移行支援	人				
	就労継続支援(A型)	人				
	就労継続支援(B型)	人				
	共同生活介護・共同生活援助	人				
地域活動支援センター	人	常勤換算職員数	人	内直接処遇職員数	人	
8 生産活動計画	生産科目		作業従事者数	作業指導職員数	受注先(名称)	年間受注額(見込み)
			人	人		円
			人	人		円
			人	人		円
			人	人		円
			人	人		円
	合計		人	人		円
9 運営の状況	事業移行の理事会承認状況 平成 年 月 日			事業計画の理事会承認状況 平成 年 月 日		
	貸借対照表(平成18年度決算)			資金収支計算書(平成18年度決算)		
	資産の部合計額		円	福祉事業活動による収入		円
	建設に係る積立預金		円	人件費支出		円
	移行時積立預金		円	社会福祉事業活動収支差額		円
	代表者名			電話 (内)		
担当者名			電話 (内)			

グループホーム・ケアホーム整備推進事業実施要領

第1 趣 旨

グループホーム・ケアホーム整備推進事業（以下「本事業」という。）の実施については、障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 目 的

アパートや一般住宅（以下「一般住宅等」という。）を借り上げてグループホームやケアホーム（以下「グループホーム等」という。）を実施するに当たり、借上に伴う初度経費である敷金及び礼金（以下「敷金等」という。）の負担を軽減し、障害者の地域における居住の場の確保を支援することを目的とする。

第3 補助事業の内容等

1 補助事業の内容

一般住宅等を借り上げてグループホーム等を実施するに当たり、借上に伴う敷金等に対して補助する。

2 対象者

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等

3 補助の上限額

133,000円に入居定員数を乗じた額を補助の上限額とする。

第4 補助の要件等

1 事業者の要件

平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間において、障害者自立支援法第29条第1項の規定に基づき栃木県知事から指定を受けた指定障害福祉サービス事業者（共同生活介護事業、共同生活援助事業に限る）とする。

2 交付の条件等

(1) 対象となる一般住宅等

グループホーム等を実施するために提供される一般住宅等は、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

グループホーム等を実施するため、平成19年4月1日以降新たに借り上げた一般住宅等であること。

グループホーム等の指定事業者又は指定申請を行おうとする事業者（当該法人の理事等の役員及び職員を含む。）が、所有する建物ではないこと。

家賃の設定にあたっては、入居者に過度の負担とならないよう、配慮がされていること。

(2) 補助の額等

補助金の額は、上限額の範囲内で実際の支払に要した額とする。

本事業による補助を受けた事業者は、グループホーム等に係る支給決定を受けて入居した者から敷金等の負担を求めてはならないものとする。

第5 補助金の返還

事業者は、次の場合においては、補助金を返還するものとする。

- (1) 本事業による補助を受けたグループホーム等を廃止し、敷金等の返還を受けた事業者は、補助金を返還するものとする。
- (2) 返還する額は、賃貸借期間終了に伴う保障分を差し引くなどして返金される額で、本事業により補助された額の範囲とする。

第6 その他

本事業による補助を受けようとする事業者は、交付要領第6条に定めるもののほか、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) グループホーム等の運営規程
- (2) 事業者と貸主との賃貸借契約書の写し
- (3) 敷金等の支払証明書又は敷金等に係る領収書の写し

附 則

この要領は、平成19年度分及び平成20年度分の事業について適用する。

障害者職場実習設備等整備事業実施要領

第 1 趣旨

障害者職場実習設備等整備事業（以下「整備事業」という。）の実施については、障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に定めのあるもののほか、この要領に定めるところによる。

第 2 目的

本事業は、就労移行支援、就労継続支援事業者等から職場実習を受け入れる企業が、障害者の受け入れのために企業内の設備の更新等を実施した場合にその費用を助成することにより、職場実習の受け入れ先の確保を促進することを目的とする。

第 3 補助事業の実施基準等

1 実施主体

栃木県

2 対象企業

就労移行支援事業所、就労継続支援（A型、B型）事業所、授産施設（3障害、通所・入所・小規模）から職場実習を継続的に受け入れる民間企業

3 補助基準額

1企業につき5,000千円以内、補助対象期間内において1回限りとする。

4 補助割合

10/10

5 補助対象経費

交付要領第4条の別表において規定する「職場実習を受け入れるために要した備品購入等」の内容は、次のとおりとする。

- (1) 聴覚障害者等、機械の故障等の発生を判断するのが困難な障害者のための識別バトライトを取り付けた設備
- (2) 肢体障害者等、車いす使用者が作業する機械等の高位置にある操作用ボタンの位置を改造した設備
- (3) 肢体障害者等、出入り口へのスロープ設置や障害者用トイレへの改造を行った設備
- (4) 知的障害者、精神障害者等の作業能力に合わせて減速する改造や特別な安全装置の取付けをした設備
- (5) 知的障害者、精神障害者等、当該設備の導入により、作業が単純化・平易化され、作業が容易になる設備
- (6) その他、障害者の特性に応じた職場実習環境の構築に資すると認められる設備

6 補助事業の実施年度

平成19年度及び平成20年度とし、原則として単年度に完了する事業とする。

なお、正当な理由なく、期間内に着手し又は完了しないときは、知事は補助を取り消すことができるものとする。

7 職場実習受入企業としての公表及び報告

本事業費により職場実習環境を構築した企業を、「職場実習受入企業」として、広く公表する。

また、職場実習の受入状況等について、毎年度報告することとする。(報告期間は5年間とする。)

第4 交付の申請

補助金の交付を受けようとする者は、交付要領第5条の規定によるほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、別に定める期限までに提出する。

- (1) 実習内容
- (2) これまでの実習の実績
- (3) 職場実習派遣元事業所(施設)名
- (4) 職場実習年間受入予定(可能)人数等

在宅重度障害者地域生活支援基盤整備事業実施要領

第1 趣旨

在宅重度障害者地域生活支援基盤整備事業（以下「本事業」という。）の実施については、障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 目的

本事業は施設で暮らす障害者の地域移行を促進するため、重度訪問介護事業所の安定的な運営を確保し、在宅重度障害者に対するサービス提供基盤の整備を図ることを目的とする。

第3 実施主体

栃木県

第4 事業の内容

以下に掲げる費用を助成する。

- (1) 従業員の資質向上及び職場定着等に資する独自の取組（研修等）に要する費用及び夜間支援体制を強化するために必要な備品等の整備に要する費用。
- (2) サービス体系の見直しに伴う、重度訪問介護事業所収入の激変緩和にかかる経費。

第5 事業の対象者

次の掲げる要件の全てを満たす指定重度訪問介護事業者を本事業の対象者とする。

- (1) 第4の(1)及び(2)にかかる共通事項
 - ア 指定基準を遵守していること。
 - イ 他の福祉サービスにおいても自治体等からの改善命令等がされていないこと。
 - ウ 各法令を遵守していること。
 - エ 深夜帯等の人材確保が困難な時間帯におけるサービス提供体制が整備されていること。（整備予定を含む。）
 - オ 新規採用者等に対する研修等を積極的に行っていること。
- (2) 第4の(2)にかかる個別事項
 - ア 次に掲げる助成を受けようとする期間の、重度訪問介護にかかる実収入額が、当該重度訪問介護事業所の利用者に対して平成18年4月から9月の間に提供した居宅介護、外出介護にかかる実収入額（以下「従来の実収入額」という。）の90%未満であること。

第1期：平成18年10月から平成19年 3月

第2期：平成19年 4月から平成19年 9月

第3期：平成19年10月から平成20年 3月

第4期：平成20年 4月から平成20年 9月

第5期：平成20年10月から平成21年 3月

イ 重度訪問介護のサービス提供時間(助成を受けようとする期間にかかるもの)が、当該事業所の利用者に対して、平成18年4月から9月の間に提供した居宅介護、外出介護にかかるサービス提供時間(以下「従来のサービス提供時間」という。)を下回っていないこと。(支給決定時間の減少による場合を除く。)

ウ 重度訪問介護のサービス提供時間(助成を受けようとする期間にかかるもの)が、同期間において同一の事業所で提供する居宅介護、重度訪問介護及び行動援護にかかるサービス提供時間の合計の3割以上を占めていること。

第6 事業の実施年度

本事業の実施年度は、平成19年度及び平成20年度とする。

第7 助成額

県は、本事業に要する経費について、この項目に定める内容のほかは、別に定める交付要領に従う。

(1) 第4の(1)について

1事業所あたり1,000千円を上限として、当該事業に実際に要した額を助成する。

(2) 第4の(2)について

100円×従来のサービス提供時間×1.23を助成する。

ただし、上記により算出した額を従来の実収入額に加算した結果、従来の実収入の90%を超過する場合には、上記により算出した額から90%を超過した額を差し引いた額を助成するものとする。

第8 補助割合

補助割合は定額(10分の10)とする。

第9 事前協議

事業者の長は、本事業を実施するため補助を受けようとするときは、あらかじめ、交付要領第5条に定める「交付要領の別記様式第2(別紙1)」及び「交付要領の別記様式第2(別紙2)」のほか、「在宅重度障害者地域生活基盤整備事業所要見込額調書(交付要領の別紙1-1、別紙1-2)」を添付の上、別に定める期限までに提出して、協議するものとする。

相談支援事業立ち上げ支援事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、相談支援事業立ち上げ支援事業（以下「本事業」という。）に関し、障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

障害者が地域で安心して生活するために、地域自立支援協議会をはじめとする相談支援体制の構築が重要であり、本事業によりその体制整備や充実強化を促進し、早急に地域における相談支援体制を整備・確立することを目的とする。

第3 補助事業の実施基準等

1 実施主体

市町

2 対象事業

市町（市町が社会福祉法人等に委託して実施する場合を含む。）が、相談支援事業の立ち上げ等に当たり、必要な設備整備等について支援する。

3 対象経費

交付要領第4条の表において規定する「相談支援事業の立ち上げ等のために要した設備整備費等」の内容は、次のとおりとする。

なお、今回の助成は、事業の立ち上げ等に当たり、一時的に必要なとなる機材の購入等を支援するものであるが、利用者のニーズに応じて新たな内容を加えたり、器具を更新しないと事業の継続が困難な場合等についても補助対象とするものとする。

ア 訪問相談のための自動車

イ 事務用機材（事務机、イス、パソコン、ファクシミリ等）

ただし、相談支援専門員の人件費及び活動費などは対象外とする。

4 補助基準額

1箇所当たり1,000千円以内とする。ただし、1市町で複数箇所の場合は、箇所数を乗じた額を上限とする。（1箇所を活動拠点とした場合を含む。）

また、複数の市町で広域設置している場合は、幹事市に対して補助する。なお幹事市を設けていない場合（個々の市町で各々、事業者と契約している場合）は、構成市町において協議し、幹事市を選定の上、交付申請するものとする。

この場合、1箇所とは活動拠点ではなく、委託相談支援事業者を指すものとする。

補助割合は、定額（10分の10）とする。

5 補助事業の実施期間

補助対象事業は、原則として単年度に完了する事業とする。なお正当な理由なく、期間内に着手し又は完了しないときは、知事は補助を取り消すことができるものとする。

第4 交付申請

整備事業に関する特別対策事業費補助金の交付を受けようとする者は、交付要領第5条の規定に定める「交付要領の別記様式第1」及び「交付要領の別記様式第1（別紙1～2）」のほか、次に掲げる書類を添付の上、別に定める期限までに提出するものとする。

（1）整備事業計画書（整備箇所・品目と数量・金額・実施期間等がわかるもの）

（2）見積書等

（3）理由書（すでに設置済みの場合のみ添付。）

ピアサポート強化事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、ピアサポート強化事業（以下「強化事業」という。）に関し、障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

障害者が地域で安心して生活するためには、障害当事者が障害者の活動をサポートする形態の社会参加事業を実施することが必要であり、その支援体制を整備支援することを目的とする。

第3 補助事業の実施基準等

1 実施主体

市町

2 対象事業

交付要領第4条の表において規定する「障害者の社会参加に資する事業を実施するために要した設備整備等」の事業内容は、次のとおりとする。

(1) 市町（市町が相談支援事業者等に委託して実施する場合を含む。）が、障害者を対象として、地域交流や自己啓発などの社会参加に資する事業（障害当事者が障害者の活動をサポートする形態とする。）を実施する場合に、必要な設備等を整備する事業とする。

(2) 事業の立ち上げ等にあたり一時的に必要となる器具等の購入を対象とするものであるが、参加者のニーズに応じて新たな内容を加えたり、器具を更新しないと活動が継続できない場合等については本事業の対象とするものとする。

3 対象経費

地域交流や自己啓発などの社会参加に資する事業を実施するために必要な器具等の購入費を対象とする。具体的な器具としては次のようなものがあげられる。

ア パソコン教室を行うための机、椅子、パソコン等の備品の購入費

イ 音楽教室やバンド活動を行うための楽器、アンプ等

ウ スポーツ（教室）を行うためのボール等のスポーツ用品（個人を対象としたウェアや運動靴等は除く。）

エ 陶芸（教室）を行うための電気窯や電動ろくろ等

なお、講師の旅費及び謝金や支援員に係る人件費など事業を運営するための経費は対象外とする。

4 補助基準額

(1) 1市町村1,950千円以内とする。ただし、国において、1障害保健福祉圏域1,950千円以内とされているため、実施見込の状況に応じて補助額を調整する。

(2) 補助割合は、定額（10分の10）とする。

5 補助事業の実施期間

補助対象事業は、原則として単年度に完了する事業とする。なお正当な理由なく、期間内に着手し又は完了しないときは、知事は補助を取り消すことができるものとする。

第4 交付申請

強化事業に関する特別対策事業費補助金の交付を受けようとする者は、交付要領第5条の規定に定める「別記様式第1」及び「別記様式第1（別紙1～2）」のほか、次に掲げる書類を添付の上、別に定める期限までに提出するものとする。

- (1) 強化事業計画書（整備箇所・品目と数量・金額・実施期間等がわかるもの）
- (2) 見積書等

障害児を育てる地域の支援体制整備事業実施要領

第1 趣 旨

この要領は、障害児を育てる地域の支援体制整備事業（以下「本事業」という。）に関し、障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 目 的

障害児を育てる保護者は、一般の子育てグループに入ると疎外感を感じることから、子育てグループの利用を敬遠しているケースがあり、気軽に育児についての不安を打ち明ける場所がない。

そこで、市町がこのような親の不安解消のための交流の場を整備し、気軽に利用できるような仕組みとすることで、障害児を抱える親の育児不安の軽減を図るとともに相談支援の充実を図ることを目的とする。

第3 実施主体

本事業の実施主体は、市町とする。

第4 事業の内容

本事業の内容は、次に掲げるもので知事が認めたものとする。

- (1) 障害児を育てた子育ての先輩等との体験交流のスペースの整備及び遊具の設置
- (2) 障害児療育支援のためのパンフレット作成に関する検討会議等
- (3) 相談支援の場における障害早期発見のための療育器具の整備

第5 事業の実施期間

事業の実施期間は、平成19年4月1日から平成21年3月31日とする。
ただし、市町は交付決定を受けた年度内に事業を完了するものとする。

第6 助成額

本事業の対象経費は、原則として次の表を基準に知事が必要と認めた額とし、予算の範囲内で行うものとする。

事業の内容	事業の区分毎の基準額（限度額）	留意事項
第4(1)に規定する事業	保健所管内毎に3,000千円以内	基準額は、第5に規定する実施期間の総額である。
第4(2)及び(3)に規定する事業	第4(2)と(3)の合計額が保健所管内毎に1,500千円以内	

第7 補助割合

補助割合は定額（10 / 10）とする。

第8 事業の実施方法

市町は本事業の実施にあたり次の手法によることができるものとする。

- (1) 他の者が実施する事業に助成すること
- (2) 事業の全部又は一部を他の者に委託すること

障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業（以下「円滑化事務等特別支援事業」という。）に関し、障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

障害者自立支援法の施行に伴い地方自治体において一時的に必要となる施行事務に要する費用に対して所要の助成を行い、もって障害者自立支援法に基づく障害者自立支援制度の基盤の安定化及び適正な運営に資することを目的とする。

第3 補助事業の実施基準等

1 実施主体

市町

2 対象経費

交付要領第4条の表において規定する「障害者自立支援法の施行に伴い地方自治体において一時的に必要となる施行事務に要する費用」の内容は、次のとおりとする。

ア 障害者自立支援給付支払システム等の開発・改修等経費（当該システムに係るパーソナルコンピュータの導入及びISDN回線の敷設に係る経費等を含む。）

イ 広報啓発経費

ウ その他一時的な事務処理に要する経費

3 補助基準額

知事が必要と認めた額とし、補助割合は、定額（10分の10）とする。

4 補助事業の実施期間

補助対象事業は、原則として単年度に完了する事業とする。なお、正当な理由なく、期間内に着手し又は完了しないときは、知事は補助を取り消すことができるものとする。

第4 交付申請

円滑化事務等特別支援事業に関する特別対策事業費補助金の交付を受けようとする者は、交付要領第5条に定める「別記様式第1」及び「別記様式第1（別紙1～2）」のほか、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

なお、提出期限は、別に定める日とする。

- 1 円滑化事務等特別支援事業計画書（整備箇所・品目と数量・金額・実施期間がわかるもの）
- 2 見積書等

オストメイト対応トイレ設備緊急整備事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）対応トイレ設備緊急整備事業（以下「整備事業」という。）に関し、障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

この事業は地域におけるオストメイトの社会参加を一層促進するため、既存の公立施設等に設置されている身体障害者用トイレに、オストメイト対応トイレ設備を整備し、オストメイトの福祉向上を目的とする。

第3 補助事業の実施基準等

1 実施主体

市町

2 対象事業

対象となる事業は、交付要領第4条の表中「オストメイト対応トイレの整備」にかかる事業で、次の内容が目的であるものとする。

- (1) 補助事業者が所有する身体障害者用トイレ内にオストメイト対応トイレを設置すること
- (2) 補助事業者が所有する身体障害者用トイレ内の便器等に所要の改造を行うことにより、オストメイト対応トイレとすること

3 対象経費等

- (1) 補助対象経費は、上記第2の対象事業にかかる経費のうち、物品購入に要する経費とする（現地調整費を含む）。
- (2) 対象となる物品は、当該設備の設置によってオストメイト対応トイレを構成し、または設備の効用を増加させるものとする。

4 補助単価

補助単価は、トイレ1箇所あたり500千円以内とする。ただし、対象経費の額が、この金額に満たない場合は、当該経費の額を補助金額とする。

5 補助割合

補助割合は、定額（10分の10）とする。

6 補助事業の実施期間

補助対象事業は、原則として単年度に完了する事業とする。なお正当な理由なく、期間内に着手し又は完了しないときは、知事は補助を取り消すことができるものとする。

第4 交付申請

整備事業に関する特別対策事業費補助金の交付を受けようとする者は、交付要領第5条の規定に定める「別記様式第1」・「別記様式第1（別紙1）」「別記様式第1（別紙2）」のほか、次に掲げる書類を添付の上、別に定める期限までに提出するものとする。

- (1) 整備事業計画書（整備箇所・品目と数量・金額・実施期間等がわかるもの）
- (2) 見積書等

情報支援機器等の整備・購入事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、情報支援機器等の整備・購入事業（以下「整備事業」という。）に関し、障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

地域における障害者に対する情報バリアフリーを一層促進するため、自治体や関係機関に情報支援機器等を整備し、視覚障害者や聴覚障害者等への情報支援の充実を図ることを目的とする。

第3 補助事業の実施基準等

1 実施主体

市町

2 対象事業

交付要領第4条の表において規定する「情報支援機器等の整備・購入」の事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 障害者に対する情報バリアフリーを一層促進するため、視覚障害者や聴覚障害者等に対する点字や音声、手話等による情報支援対策として、自治体や公立病院等の公的機関の窓口業務の円滑化等に必要な情報支援機器やソフトウェア等の整備を行うものとする。
- (2) 整備箇所は障害者が頻繁に利用する公共施設等に整備すると共に、地域の実情及び各障害毎にバランスのとれた整備となるよう配慮するものとする。

3 補助事業の実施期間

補助対象事業は、原則として単年度に完了する事業とする。なお正当な理由なく、期間内に着手し又は完了しないときは、知事は補助を取り消すことができるものとする。

4 補助事業の対象経費等

- (1) 補助対象品目は、点字プリンター、自動点訳ソフト、視覚障害者用活字文書読み上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、聴覚障害者用通信装置等とする。
- (2) 補助対象経費は、備品購入費及び消耗品費とする。
- (3) 補助単価は、1市町あたり1,000千円以内とする。但し、対象経費の額が1,000千円未満の場合は、その金額を補助額とする。
- (4) 補助割合は、定額（10分の10）とする。

第4 交付申請

整備事業に関する特別対策事業費補助金の交付を受けようとする者は、交付要領第

5条の規定に定める「別記様式第1」「別記様式第1（別紙1）」「別記様式第1（別紙2）」のほか、次に掲げる書類を添えて、別途定める期日までに提出するものとする。

- (1) 整備事業計画書（整備箇所・品目と数量・金額・実施期間等がわかるもの）
- (2) 見積書等

市(町)事業運営円滑化事業実施要領

第1 趣 旨

事業運営円滑化事業（以下「本事業」という。）の実施については、障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領（平成19年2月6日付け障第02006004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 目 的

報酬の日払い方式の導入に即座に対応することが困難な事業所について、従前の月払いによる報酬額の80%を保障する「激変緩和加算」を位置付けているところであるが、さらに月払いによる報酬額の90%を保障するとともに、新体系へ移行した場合についても、従前の報酬額の90%を保障し、事業所のより一層の安定的な運営を確保することを目的とする。

第3 事業の実施主体

本事業の実施主体は、市(町)とする。

第4 事業の内容等

本事業の内容等は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 旧体系施設における激変緩和措置

事業内容

旧法支援施設に対し、従前の月払いによる報酬額の80%を保障する激変緩和加算の保障額を90%まで引き上げた場合に、当該激変緩和加算による加算額との差額について助成を行う。

事業所の要件

に規定する事業所は、平成18年3月にサービスの提供実績を有する旧法支援施設（各入所施設の通所部及び各施設の分場を含む。）及び基準該当就労継続支援B型を行うものであること。ただし、国立施設及びのぞみの園は、除くものとする。

(2) 新体系移行時における激変緩和措置

事業内容

平成18年度から平成20年度までの間に、次のアに掲げる旧体系施設が、イに掲げる新体系の事業に転換した場合であって、新体系移行後の報酬額が旧体系における報酬額の90%を下回る場合に、その差額について助成を行う。

事業所の要件

ア 旧体系施設は、次のとおりとし、各入所施設の通所部及び各施設の分場を含むものとする。ただし、国立施設及びのぞみの園は含まないものとする。

- a 旧法支援施設
- b 地域生活援助事業
- c 精神障害者社会復帰施設
- d 小規模通所授産施設
- e 福祉工場
- f 福祉ホーム

イ 新体系施設は、障害福祉サービス事業所（訪問系の事業所を除く。）と障害者支援施設とし、基準該当事業所は含まないものとする。

ただし、多機能型事業所又は複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設については、一の事業所又は施設として取り扱うものとし、共同生活介護及び共同生活援助については、個々の共同生活住居単位で比較するのではなく、事業所単位で比較することし、共同生活介護及び共同生活援助を一体的に行う事業所については、これらを一の事業所として取り扱うものとする。

第5 事業の実施時期

平成19年4月1日から平成21年3月31日までとする。

第6 助成額

次の算式に基づき算定した額とする。

(1) 旧体系における激変緩和措置

通所による授産施設支援以外の旧法施設支援の場合

実利用延べ日数(A)・・・1月間の利用者の利用日数の合計数

加算算定基準数(B)・・・平成18年3月(又は平成18年9月)の実利用者数×30.4日(入所)×80%

平成18年3月(又は平成18年9月)の実利用者数×22日(通所)×80%

助成算定基準数(C)・・・平成18年3月(又は平成18年9月)の実利用者数×30.4日(入所)×90%

平成18年3月(又は平成18年9月)の実利用者数×22日(通所)×90%

激変緩和加算の算定額

$$\{(\text{加算算定基準数(B)} - \text{実利用延べ日数(A)}) \times \text{区分Aの所定単位数}\} \div \text{実利用延べ日数(A)}$$
$$\times 0.9 \times 1 \text{ 単位の単価}$$

ア 給付費による激変緩和加算を算定している場合

$$\{(\text{助成算定基準数(C)} - \text{加算算定基準数(B)}) \times \text{区分Aの所定単位数}\} \div \text{実利}$$

用延べ日数 (A) × 0.9 × 1 単位の単価

イ 給付費による激変緩和加算を算定していない場合

{ (助成算定基準数 (C) - 実利用延べ日数 (A)) × 区分 A の所定単位数 } ÷ 実利

用延べ日数 (A) × 0.9 × 1 単位の単価

通所による授産施設支援の場合

実利用延べ日数に係る単位数 (A)

1 月間の身体障害者の利用日数の合計数 × 身体障害者に係る区分 A の所定単位数

1 月間の知的障害者の利用日数の合計数 × 知的障害者に係る区分 A の所定単位数

1 月間の精神障害者の利用日数の合計数 × 精神障害者に係る所定単位数

加算算定基準単位数 (B)

平成 18 年 3 月の身体障害者の利用者数 × 22 日 × 身体障害者に係る区分 A の所定単位数 × 80%

平成 18 年 3 月の知的障害者の利用者数 × 22 日 × 知的障害者に係る区分 A の所定単位数 × 80%

平成 18 年 3 月の精神障害者の利用者数 × 22 日 × 精神障害者に係る所定単位数 × 80%

助成算定基準単位数 (C)

平成 18 年 3 月の身体障害者の利用者数 × 22 日 × 身体障害者に係る区分 A の所定単位数 × 90%

平成 18 年 3 月の知的障害者の利用者数 × 22 日 × 知的障害者に係る区分 A の所定単位数 × 90%

平成 18 年 3 月の精神障害者の利用者数 × 22 日 × 精神障害者に係る所定単位数 × 90%

激変緩和加算の算定額

(加算算定基準単位数 (B) - 実利用延べ日数に係る単位数 (A)) ÷ 実利用延べ日数 (A) ×
0.9 × 1 単位の単価

ア 給付費による激変緩和加算を算定している場合

(助成算定基準単位数 (C) - 加算算定基準単位数 (B)) ÷ 実利用延べ日数 (A)

× 0.9 × 1 単位の単価

イ 給付費による激変緩和加算を算定していない場合

(助成算定基準単位数 (C) - 実利用延べ日数に係る単位数 (A)) ÷ 実利用延べ

日数 (A) × 0.9 × 1 単位の単価

(2) 新体系における激変緩和措置

旧法支援施設が移行する場合

助成算定基準数 (A) …平成 18 年 3 月の実利用者数 × 30.4 日 (入所) × 90%

平成 18 年 3 月の実利用者数 × 22 日 (通所) × 90%

平成 18 年 3 月において、サービス提供実績がない場合については、新体系へ移行した月の前月における実利用者数とする。

助成算定基準単位数 (B) … (「助成算定基準数 (A) 」 - 「新体系移行月の前月における実利用延べ日数」) × 「当該施設の区分 A の単位数」 × 0.9 + 「新体系移行月の前月における当該施設の本体報酬単位数 (激変緩和加算などの各種加算を除いたもの) 」

「新体系移行月の前月における実利用延べ日数」が「助成算定単位数 (A) 」を上回る場合においても、助成算定基準単位数 (B) を算定すること。

加算給付単位数 (C) …新体系移行前の直近 1 月間の加算給付単位数

新体系実利用延べ日数 (D) …新体系移行後における 1 月間の利用者の利用日数の合計数

新体系移行後の各月の給付単位数 (E) …当該事業所の全ての利用者に係る介護給付費・訓練等給付費等明細書中の「給付単位数」の合計額

ア 旧体系における激変緩和措置 (90% 保障) の助成を受けている場合

(新体系移行月の前月における給付単位数 - 新体系移行後の各月の給付単位数 (E)) ÷ 新体系実利用延べ日数 (D) × 1 単位の単価

イ 旧体系における激変緩和措置 (90% 保障) の助成を受けていない場合

{ (助成算定基準単位数 (B) + 加算給付単位数 (C)) - 新体系移行後の各月の給付単位数 (E) } ÷ 新体系実利用延べ日数 (D) × 1 単位の単価

なお、障害者支援施設の場合は、上記の算式に基づき、算出した 1 人・1 日当たりの助成額について、施設入所支援の助成額とする (施設入所支援 1 日につき加算する) 。
地域生活援助事業が移行する場合

新体系実利用延べ日数 (A) …新体系移行後における 1 月間の利用者の利用日数の合計数

区分 助成算定基準数 (B) …平成 18 年 3 月の区分 の利用者に係る実利用者数 × 30.4 日 × 90%

区分 助成算定基準数 (C) …平成 18 年 3 月の区分 の利用者に係る実利用者数 × 30.4 日 × 90%

助成算定基準数 (D) …平成 18 年 3 月の実利用者数 × 30.4 日 × 90%

平成 18 年 3 月において、サービス提供実績がない場合については、平成 18 年 9 月における実利用者数とする。

ア 知的障害者地域生活援助の場合

$$\{ (\text{区分 助成算定基準数 (B)} \times \text{平成 18 年 4 月から 9 月までの間の知的障害者地域生活援助の区分 の所定単位数} + \text{区分 助成算定基準数 (C)} \times \text{平成 18 年 4 月から 9 月までの間の知的障害者地域生活援助の区分 の所定単位数}) - \text{新体系移行後の各月の費用額} \} \div \text{新体系実利用延べ日数 (A)} \times 1 \text{ 単位の単価}$$

イ 精神障害者地域生活援助の場合

$$(\text{助成算定基準数 (D)} \times \text{平成 18 年 4 月から 9 月までの間の精神障害者地域生活援助の所定単位数} - \text{新体系移行後の各月の費用額}) \div \text{新体系実利用延べ日数 (A)} \times 1 \text{ 単位の単価}$$

精神障害者社会復帰施設、小規模通所授産施設、福祉工場、福祉ホームが移行する場合

新体系実利用延べ日数 (A)・・・新体系移行後における 1 月間の利用者の利用日数の合計数

助成算定基準単位数 (B)・・・

(国庫補助基準額が年額の場合) 平成 18 年国庫補助基準額 \div 12 月 \div 10 円 \times 90%

(国庫補助基準額が月額の場合) 平成 18 年国庫補助基準額 \div 10 円 \times 90%

国庫補助基準額には、本体基準単価に加え、各種加算を含むこと。

$$(\text{助成算定基準単位数 (B)} - \text{新体系移行後の各月の費用額}) \div \text{新体系実利用延べ日数 (A)} \times 1 \text{ 単位の単価}$$

第 7 利用者負担

本事業の実施に当たって、利用者からの負担は求めないものであること。

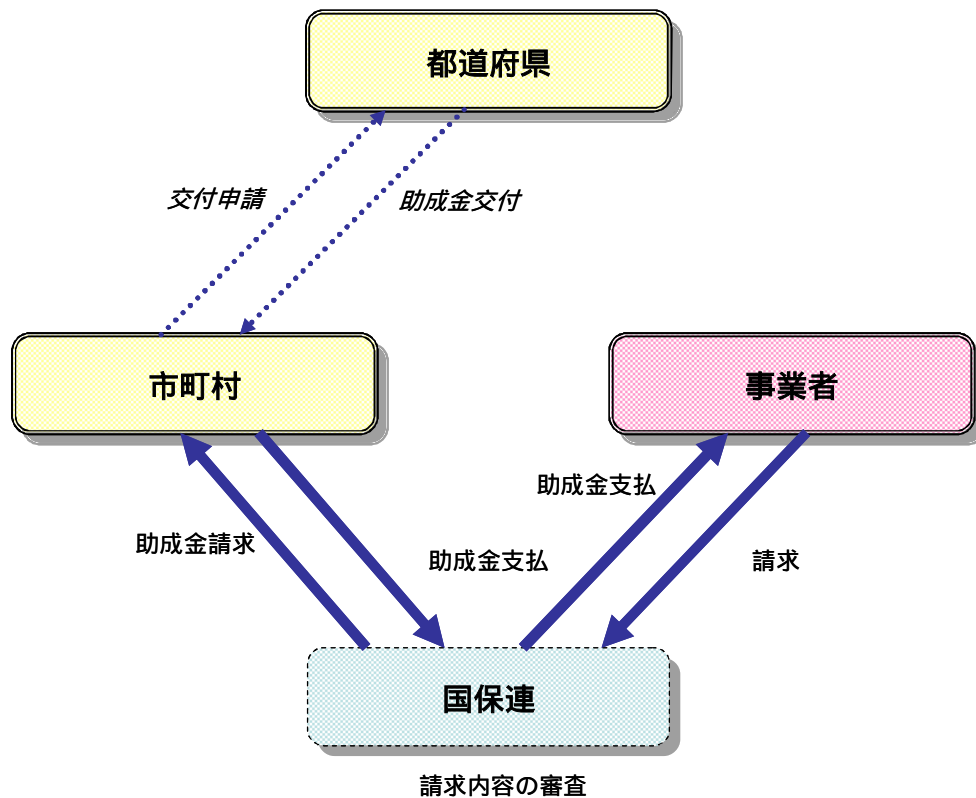
第 8 その他

市(町)長は、本事業を実施するため補助を受けようとするときは、予め栃木県知事に協議するものとする。

附 則

この要領は、平成 19 年度分及び平成 20 年度分の事業について適用する。

市(町)事業運営円滑化事業実施上の留意点



請 求

事業者は、介護給付費又は訓練等給付費の請求と併せて、国保連に対し、本助成金を請求する。

請求内容の審査

の請求内容を、国保連が審査する。

助成金の請求

国保連は、介護給付費等と併せて、市町に対し、助成金を請求する。

助成金の支払

市町は、国保連に対し介護給付費等と併せて、助成金を支払う。

国保連は、事業者に対し介護給付費等と併せて、助成金を支払う。

国保連に審査支払事務を行わない場合については、審査支払事務を市町が行うこととなる。

市(町)通所サービス利用促進事業実施要領

第1 趣 旨

通所サービス利用促進事業（以下「本事業」という。）の実施については、障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領（平成19年2月6日付け障第02006004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 目 的

本事業は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）による制度改正の激変緩和措置の一環として、新体系の日中活動系事業所及び旧法支援の通所施設における送迎サービスの実施を促進し、利用者がサービスを利用しやすくするとともに、送迎サービスの利用に係る利用者負担の軽減を図ることを目的とする。

第3 実施主体

本事業の実施主体は、市(町)とする。

第4 事業の内容等

(1) 事業内容

第2号に規定する事業所が、当該事業所において行われる通所サービスの利用につき、次の全ての要件を満たす利用者の送迎を行った場合、1年間の当該送迎に要する費用の助成を行う。

本事業の助成申請時における直近1月間の送迎の実績が、週3回以上であること。

1回の送迎につき、平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施していること。

ただし、送迎を外部事業者へ委託する場合は対象とするが、利用者が、直接、公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は、対象としないものとする。

(2) 事業所の要件等

日中活動系事業所の場合

ア 通所によるサービスを提供していること。

イ 多機能型事業所又は同一敷地内に複数の事業所が存する場合については、一の事業所として取り扱うものとする。

ウ 従たる事業所については、主たる事業所と併せて一の事業所として扱うものとする。

エ 障害者支援施設が、通所によるサービスを提供している場合は、含むものとする。

オ 基準該当事業所は、含まないものとする。

カ 地方公共団体が設置した施設（地方自治法(昭和22年法律67号)による指定管理者制度等により、社会福祉法人等へ運営委託をする場合を除く。）は、含まないものとする。

キ 国立施設及びのぞみの園は、含まないものとする。

旧法支援施設の場合

ア 各通所施設及び各入所施設の通所部とする。

イ 分場については、本体施設と併せて一の事業所として扱うものとする。

第5 事業の実施時期

平成19年4月1日から平成21年3月31日までとする。

第6 助成額

1事業所につき、3,000千円（年額）と現に送迎に要する費用（年額）とを比較して、いずれか少ない金額を基準とする。

なお、平成19年4月1日以降に、新規に設立する事業所の助成額については、指定月以降の当該年度における残りの月数で3,000千円を按分することとする。

第7 利用者負担

本事業の実施に当たって、燃料費相当の実費を除き、利用者からの負担を求めないものであること。

なお、生活介護については、報酬上、送迎に要する費用を一定程度評価しており、これを当該燃料費へ充当することが可能であることから、燃料費相当の実費徴収に当たっては、配慮を行うこと。

ただし、通常の事業の実施地域を越えて送迎を行う場合については、この限りではないこと。

第8 補助割合

県3/4、市(町)1/4

第9 その他

市(町)長は、本事業を実施するため補助を受けようとするときは、障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領により栃木県知事に協議するものとする。

附 則

この要領は、平成19年度分から平成20年度分までの補助金について適用する。

通所サービス利用促進事業対象経費一覧表

区 分	項 目	対象の可否
送迎車両関係	燃料費	×
	修繕料	1
	保険料	2
	公課費	3
運転手関係	専従	
	兼務	4

(留意事項)

- 1 安全に送迎を行うために必要となる修繕のみ対象とする。(車検に要する費用も対象として可)
- 2 自賠責保険料、任意保険料を対象とする。
- 3 自動車税を対象とする。
- 4 兼務の場合は、職員配置において、他の職種(生活支援員等)と運転業務を明確に分けて配置してある場合のみ対象とする。(時給換算)

補助基準額算出表〔1事業所分〕(例)

区 分	項 目	費 用
送迎車両関係	修繕料	円
	保険料	円
	公課費	円
運転手関係	専従	円
	兼務	円
計		円
現に送迎に要する費用 1		千円

(留意事項)

- 1 の金額について、千円未満を切り捨てた金額とする。
- 2 の積算に要した月数が12ヶ月に満たない場合、その不足月数分を250千円/月の割合で減額する。
- 3 補助基準額は と のいずれか少ない金額とする。

1事業所あたりの上限額 2	3,000千円
---------------	---------

補助基準額 3	千円
---------	----

通所サービス利用促進事業 送迎実績市町確認用シート(例)

事業所名 _____

1. 各月の送迎実績

(平成19年4月分)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜日																																
利用者数																																

各週ごとの送迎実施回数

(チェックポイント)

第1週	回	第2週	回	第3週	回	第4週	回	第5週	回	1週あたり	回
計算方法 1ヶ月間の送迎実施回数計÷(当月の日数/7)で計算される数が3以上かどうかで確認。(小数点以下切り捨て)											

週3回以上実施しているか。(OK or NG)

1回あたりの平均利用者数(小数点以下切り捨て)

延べ利用者数	人	実施回数	回
平均利用者数		(人/回)	

(チェックポイント)

1回の送迎につき、利用者の平均が10人以上か。(OK or NG)

(平成19年5月分)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜日																																
利用者数																																

各週ごとの送迎実施回数

(チェックポイント)

第1週	回	第2週	回	第3週	回	第4週	回	第5週	回	1週あたり	回
計算方法 1ヶ月間の送迎実施回数計÷(当月の日数/7)で計算される数が3以上かどうかで確認。(小数点以下切り捨て)											

週3回以上実施しているか。(OK or NG)

1回あたりの平均利用者数(小数点以下切り捨て)

延べ利用者数	人	実施回数	回
平均利用者数		(人/回)	

(チェックポイント)

1回の送迎につき、利用者の平均が10人以上か。(OK or NG)

(平成19年6月分)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜日																																
利用者数																																

各週ごとの送迎実施回数

(チェックポイント)

第1週	回	第2週	回	第3週	回	第4週	回	第5週	回	1週あたり	回
計算方法 1ヶ月間の送迎実施回数計÷(当月の日数/7)で計算される数が3以上かどうかを確認。(小数点以下切り捨て)											

週3回以上実施しているか。(OK or NG)

1回あたりの平均利用者数(小数点以下切り捨て)

延べ利用者数	人	実施回数	回
平均利用者数		(人/回)	

(チェックポイント)

1回の送迎につき、利用者の平均が10人以上か。(OK or NG)

(平成19年7月分)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日																															
利用者数																															

各週ごとの送迎実施回数

(チェックポイント)

第1週	回	第2週	回	第3週	回	第4週	回	第5週	回	1週あたり	回
計算方法 1ヶ月間の送迎実施回数計÷(当月の日数/7)で計算される数が3以上かどうかを確認。(小数点以下切り捨て)											

週3回以上実施しているか。(OK or NG)

1回あたりの平均利用者数(小数点以下切り捨て)

延べ利用者数	人	実施回数	回
平均利用者数		(人/回)	

(チェックポイント)

1回の送迎につき、利用者の平均が10人以上か。(OK or NG)

(平成19年8月分)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜日																																
利用者数																																

各週ごとの送迎実施回数

(チェックポイント)

第1週	回	第2週	回	第3週	回	第4週	回	第5週	回	1週あたり	回
計算方法 1ヶ月間の送迎実施回数計÷(当月の日数/7)で計算される数が3以上かどうかで確認。(小数点以下切り捨て)											

週3回以上実施しているか。(OK or NG)

1回あたりの平均利用者数(小数点以下切り捨て)

延べ利用者数	人	実施回数	回
平均利用者数		(人/回)	

(チェックポイント)

1回の送迎につき、利用者の平均が10人以上か。(OK or NG)

(平成19年9月分)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日																															
利用者数																															

各週ごとの送迎実施回数

(チェックポイント)

第1週	回	第2週	回	第3週	回	第4週	回	第5週	回	1週あたり	回
計算方法 1ヶ月間の送迎実施回数計÷(当月の日数/7)で計算される数が3以上かどうかで確認。(小数点以下切り捨て)											

週3回以上実施しているか。(OK or NG)

1回あたりの平均利用者数(小数点以下切り捨て)

延べ利用者数	人	実施回数	回
平均利用者数		(人/回)	

(チェックポイント)

1回の送迎につき、利用者の平均が10人以上か。(OK or NG)

(平成19年10月分)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日																															
利用者数																															

各週ごとの送迎実施回数

(チェックポイント)

第1週	回	第2週	回	第3週	回	第4週	回	第5週	回	1週あたり	回
-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-------	---

週3回以上実施しているか。(OK or NG)

計算方法 1ヶ月間の送迎実施回数計÷(当月の日数/7)で計算される数が3以上かどうかを確認。(小数点以下切り捨て)

1回あたりの平均利用者数(小数点以下切り捨て)

延べ利用者数	人	実施回数	回
平均利用者数	(人/回)		

(チェックポイント)

1回の送迎につき、利用者の平均が10人以上か。(OK or NG)

(平成19年11月分)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日																															
利用者数																															

各週ごとの送迎実施回数

(チェックポイント)

第1週	回	第2週	回	第3週	回	第4週	回	第5週	回	1週あたり	回
-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-------	---

週3回以上実施しているか。(OK or NG)

計算方法 1ヶ月間の送迎実施回数計÷(当月の日数/7)で計算される数が3以上かどうかを確認。(小数点以下切り捨て)

1回あたりの平均利用者数(小数点以下切り捨て)

延べ利用者数	人	実施回数	回
平均利用者数	(人/回)		

(チェックポイント)

1回の送迎につき、利用者の平均が10人以上か。(OK or NG)

(平成19年12月分)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日																															
利用者数																															

各週ごとの送迎実施回数

(チェックポイント)

第1週	回	第2週	回	第3週	回	第4週	回	第5週	回	1週あたり	回
計算方法 1ヶ月間の送迎実施回数計÷(当月の日数/7)で計算される数が3以上かどうかを確認。(小数点以下切り捨て)											

週3回以上実施しているか。(OK or NG)

1回あたりの平均利用者数(小数点以下切り捨て)

延べ利用者数	人	実施回数	回
平均利用者数		(人/回)	

(チェックポイント)

1回の送迎につき、利用者の平均が10人以上か。(OK or NG)

(平成20年1月分)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日																															
利用者数																															

各週ごとの送迎実施回数

(チェックポイント)

第1週	回	第2週	回	第3週	回	第4週	回	第5週	回	1週あたり	回
計算方法 1ヶ月間の送迎実施回数計÷(当月の日数/7)で計算される数が3以上かどうかを確認。(小数点以下切り捨て)											

週3回以上実施しているか。(OK or NG)

1回あたりの平均利用者数(小数点以下切り捨て)

延べ利用者数	人	実施回数	回
平均利用者数		(人/回)	

(チェックポイント)

1回の送迎につき、利用者の平均が10人以上か。(OK or NG)

(平成20年2月分)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日																															
利用者数																															

各週ごとの送迎実施回数

(チェックポイント)

第1週	回	第2週	回	第3週	回	第4週	回	第5週	回	1週あたり	回
-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-------	---

週3回以上実施しているか。(OK or NG)

計算方法 1ヶ月間の送迎実施回数計 ÷ (当月の日数 / 7) で計算される数が3以上かどうかを確認。(小数点以下切り捨て)

1回あたりの平均利用者数(小数点以下切り捨て)

延べ利用者数	人	実施回数	回
平均利用者数		(人 / 回)	

(チェックポイント)

1回の送迎につき、利用者の平均が10人以上か。(OK or NG)

(平成20年3月分)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日																															
利用者数																															

各週ごとの送迎実施回数

(チェックポイント)

第1週	回	第2週	回	第3週	回	第4週	回	第5週	回	1週あたり	回
-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-------	---

週3回以上実施しているか。(OK or NG)

計算方法 1ヶ月間の送迎実施回数計 ÷ (当月の日数 / 7) で計算される数が3以上かどうかを確認。(小数点以下切り捨て)

1回あたりの平均利用者数(小数点以下切り捨て)

延べ利用者数	人	実施回数	回
平均利用者数		(人 / 回)	

(チェックポイント)

1回の送迎につき、利用者の平均が10人以上か。(OK or NG)

《モデル例》

市(町)筋ジス者の激変緩和実施要領

第1 趣 旨

筋ジス者の激変緩和（以下「本事業」という。）の実施については、障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領（平成19年2月6日付け障第02006004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 目 的

本事業は、進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者（以下「受給者」という。）が、引き続き「療養介護事業」の対象となる者については、他の制度利用者と比べて大幅な負担増となる場合があるため、生活支援を行い、生活環境の大幅な変化を緩和することを目的とする。

第3 実施主体

本事業の実施主体は、市(町)とする。

第4 事業の内容

受給者が、引き続き「療養介護事業」を利用している「低所得1」及び「低所得2」の場合に助成を行う。

第5 事業の実施時期

平成19年4月1日から平成21年3月31日までとする。

第6 助成額

平成18年10月の「療養介護事業」の利用者負担額から同年9月の利用者負担額の2倍の額を差し引いた額とする。

第7 補助割合

県3/4、市(町)1/4

第8 その他

市(町)長は、本事業を実施するため補助を受けようとするときは、障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領により栃木県知事に協議するものとする。

附 則

この要領は、平成19年度分から平成20年度分までの補助金について適用する。